

盛岡広域振興局長告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成23年3月1日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370104176	日建リース工業株式会社	かがやき岩手	盛岡市乙部28地割15番地1	平成23年3月15日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370104176	日建リース工業株式会社	かがやき岩手	盛岡市乙部28地割15番地1	平成23年3月15日